

## 第 6 9 回神河町議会臨時会に提出された議案

### ○町長提出議案

- 第 4 8 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 4 9 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 0 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成 2 7 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号））
- 第 5 1 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成 2 7 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 3 号））
- 第 5 2 号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 3 号議案 神河町デジタル防災行政無線システム（同報系）整備工事請負契約の件
- 第 5 4 号議案 神河町監査委員の選任の件
- 承認第 4 号 公立神崎総合病院北館改築基本構想・基本計画の策定の件



神河町告示第72号

第69回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年4月26日

神河町長 山 名 宗 悟

- 1 期 日 平成28年5月2日
- 2 場 所 神河町役場 議場
- 3 付議事件

- (1) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- (2) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (3) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町一般会計補正予算（第8号））
- (4) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第3号））
- (5) 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- (6) 神河町デジタル防災行政無線システム（同報系）整備工事請負契約の件
- (7) 公立神崎総合病院北館改築基本構想・基本計画の策定の件
- (8) 常任委員会委員の選任
- (9) 議会運営委員会委員の選任
- (10) 特別委員会委員の選任
- (11) 神河町監査委員の選任の件

---

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和	小 寺 俊 輔
藤 原 日 順	松 山 陽 子
山 下 皓 司	三 谷 克 巳
宮 永 肇	小 林 和 男
藤 原 資 広	藤 森 正 晴
廣 納 良 幸	安 部 重 助

---

○応招しなかった議員

な し

---



議事日程（第1号）

平成28年 5 月 2 日 午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第48号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 第49号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 第50号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 6 第51号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第 7 第52号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 8 第53号議案 神河町デジタル防災行政無線システム（同報系）整備工事請負契約の件
- 日程第 9 承認第 4 号 公立神崎総合病院北館改築基本構想・基本計画の策定の件
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 議席の一部変更
- 日程第10 常任委員会委員の選任
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任
- 日程第12 特別委員会の設置
- 日程第13 特別委員会委員の選任
- 追加日程第 6 一部事務組合議会議員の選挙
- ・中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
  - ・中播北部行政事務組合議会議員の選挙
  - ・中播農業共済事務組合議会議員の選挙
- 日程第14 第54号議案 神河町監査委員の選任の件
-

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 第48号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）  
日程第4 第49号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
日程第5 第50号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町一般会計補正予算（第8号））  
日程第6 第51号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第3号））  
日程第7 第52号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
日程第8 第53号議案 神河町デジタル防災行政無線システム（同報系）整備工事請負契約の件  
日程第9 承認第4号 公立神崎総合病院北館改築基本構想・基本計画の策定の件  
追加日程第1 議長辞職の件  
追加日程第2 議長の選挙  
追加日程第3 副議長辞職の件  
追加日程第4 副議長の選挙  
追加日程第5 議席の一部変更  
日程第10 常任委員会委員の選任  
日程第11 議会運営委員会委員の選任  
日程第12 特別委員会の設置  
日程第13 特別委員会委員の選任  
追加日程第6 一部事務組合議会議員の選挙  
・中播衛生施設事務組合議会議員の選挙  
・中播北部行政事務組合議会議員の選挙  
・中播農業共済事務組合議会議員の選挙  
日程第14 第54号議案 神河町監査委員の選任の件

---

## 出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴

---

 欠席議員（なし）
 

---

 欠 員（なし）
 

---

## 事務局出席職員職氏名

局長	.....	坂 田 英 之	係長	.....	楨 良 裕
係長	.....	榎 谷 美 幸			

---

## 説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	山 名 宗 悟	ひと・まち・みらい課長		
副町長	.....	細 岡 重 義		.....	藤 原 登志幸
教育長	.....	澤 田 博 行	建設課長	.....	真 弓 俊 英
町参事	.....	谷 口 勝 則	地籍課長	.....	児 島 則 行
総務課長	.....	日 和 哲 朗	上下水道課長	.....	中 島 康 之
総務課参事兼財政特命参事			健康福祉課長	.....	大 中 昌 幸
.....		児 島 修 二	会計管理者兼会計課長		
情報センター所長	.....	藤 原 秀 洋		.....	山 本 哲 也
税務課長	.....	和 田 正 治	病院事務長	.....	藤 原 秀 明
住民生活課長	.....	吉 岡 嘉 宏	病院総務課長兼施設課長		
住民生活課参事兼防災特命参事				.....	藤 原 広 行
.....		田 中 晋 平	教育課長	.....	松 田 隆 幸
地域振興課長	.....	石 堂 浩 一	教育課参事兼地域交流センター所長		
地域振興課参事兼観光振興特命参事				.....	児 島 浩 一
.....		山 下 和 久			

---

## 議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。臨時会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る4月14日の午後9時27分に熊本地方で震度7の大きな地震が発生し、広い範囲で甚大な被害が発生しました。被災されました方々に対して謹んでお見舞いを申し上げます。

ここで、お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、黙禱をささげたいと思いますので、皆様方、御協力お願いいたします。

御起立願います。黙禱。

〔全員黙禱〕

○議長（安部 重助君） お直りください。御着席ください。

早期の復興を皆様方とともに願うものでございます。

本日ここに第69回神河町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましても、定刻までに御参集を賜り開会できますことは町政のため御同慶にたえません。

今臨時会は、平成28年度最初の本会議であり、執行部におかれましては、人事異動により顔ぶれもかわり、新しいスタートとなりました。今後、審議の過程において真摯な対応をよろしく願いいたします。

本日提案されます案件は、専決処分の承認、条例改正、工事請負契約、公立神崎総合病院北館改築基本構想・基本計画策定の承認、監査委員の選任であります。議会からは、申し合わせによりまして、議長、副議長の選挙並びに議会構成がえと新たに2特別委員会設置等であります。慎重審議の上、適正妥当な結論が得られますようお願いいたします。開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。議会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、第69回神河町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員全員の御出席の賜り、議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

さて、4月14日、震度7を観測しました熊本地震は、16日に本震となる同規模の地震が発生、その後、震度1以上の余震は既に1,100回を超え、観測史上まれに見る大地震となりました。地震による死者は66人、そのうち震災関連死が17人に上っております。改めて犠牲者の方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に心からお見舞い申し上げます。あわせて、一日も早い復旧、復興を祈念するものであります。

神河町の復旧支援につきましては、震源地の益城町に関西広域連合の一員として、兵庫県職員が常駐する体制の中で同じく支援に当たる予定としております。現在、県下3市町ずつ2名体制の計6名が1週間の日程で避難所運營業務に当たっておりますが、本町におきましては、6月29日から7月6日の1週間において職員派遣する予定としております。病院におきましても、別途、派遣要請に基づき支援することとしております。また、町内6カ所に募金箱を設置させていただき、義援金の募集を行っております。町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、義援金につきましては、4月16日以降に協力いただいておりますが、4月28日時点での集計は、21万629円の義援金を協力いただいたことを報告させていただきます。



さて、地域創生がスタートいたしました。神河町が進めています地域創生とは、人口減少は避けて通れませんが、「交流から定住」をキャッチフレーズに地域のあらゆる資源を活用した交流人口のさらなる増加から移住定住につながる仕事づくり、情報発信、PR、そこからの持続可能な地域づくりを行うこと、子育てや教育環境の充実こそが神河町がこれからも「兵庫のど真ん中でキラリと光る町」として輝きを放ち続けられる町の源泉であると確信しております。

さて、本日は、専決処分したものの承認を求める件4件、条例改正1件、工事請負契約1件、病院北館の構想・基本計画策定の件1件の提案をさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

---

### 午前9時06分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第69回神河町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入る前に、お知らせいたします。野邊参事より欠席届が出ております。理由につきましては、熊本地震に伴い、熊本市にある自宅の安全確認等に4月29日から5月8日まで帰省するためというふうに届けが出ておりますので、御了承願います。

それでは、日程のほうに移ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

5番、藤原資広議員、6番、廣納良幸議員、以上2名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

これより議案の審議に入ります。

---

#### 日程第3 第48号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第48号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第48号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）についてでございます。平成28年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成28年4月1日から施行されることとされましたことに伴いまして、神河町税条例等の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第48号議案の説明をさせていただきます。

今回の神河町税条例の改正点につきましては、地方税法の一部を改正する法律などの一連の改正がされましたことによりまして、神河町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正としましては、納期限の延滞金に関する改正、法人町民税の法人税割の税率改正、軽自動車税における取得税廃止により創設されました環境性能割の規定整備及びそれに伴う軽自動車税を種別割に名称変更するなどの改正、固定資産税のいわゆるわがまち特例による控除の拡大などが主な点でございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、新旧対照表をごらんください。

第1条による改正でございます。町税条例の改正でございます。まず、第18条につきましては、行政不服審査法の改正に伴う改正でございます。制度上の名称変更をするものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをお願いいたします。第18条の3につきましては、軽自動車に係る取得税が廃止となり、このたび新たに創設をされます環境性能割の機能整備に伴い、現行の軽自動車税が種別割に名称変更することによりまして改正でございます。

第19条につきましては、納期限後に納付される税金または納付金に係る延滞金の計算方法を定めた規定に対象の税目を改正したものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。第34条の4につきましては、法人町民税の法人税割の税率を現行100分の9.7から100分の6.0に改正するものでございます。第43条につきましては、個人住民税における延滞金の計算に係る改正でございまして、納期限後において修正または更正による減額がされ、その後において修正または更正による増額となった場合の通知書を発するまでの期間については、その日数を控除するとの改正でございます。

次に、5ページをお願いいたします。5ページの第48条ですが、48条につきましては、法人町民税の申告納付におけます第43条と同様の内容の改正でございます。

次に、6ページをお願いいたします。第50条につきましては、法人町民税に係る不足税額の納付における第43条と同様の改正内容でございます。

次に、8ページをお願いいたします。第56条につきましては、固定資産税において非課税対象としております団体の名称変更によります改正でございます。

次に、9ページをお願いいたします。第59条につきましては、第56条と同様の改正でございます。第80条につきましては、軽自動車税の所得税の廃止により創設されます環境性能割の納税義務者の規定及び現行の軽自動車税を種別割とする名称変更等の改正でございます。

次に、10ページをお願いいたします。第81条につきましては、軽自動車税の課税における所有者等のみなし規定を定めたものでございます。次に、第81条の2につきましては、日本赤十字社が所有されております軽自動車等の非課税の範囲を定めたものでございます。次に、第81条の3につきましては、環境性能割の課税標準額を取得価格とする規定でございます。

次に、11ページでございます。第81条の4につきましては、環境性能割の税率を燃費基準値等に応じて3段階とした規定でございます。次に、第81条の5につきましては、環境性能割の徴収方法について申告納付とした規定でございます。第81条の6につきましては、環境性能割の申告書の規定と納付の規定でございます。第81条の7につきましては、環境性能割に係る不申告に関する過料を科する規定でございます。次に、第81条の8につきましては、環境性能割の障害者減免を規定したものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。第82条につきましては、現行の軽自動車税を種別割とする名称変更等の規定の整備でございます。

次に、13ページですが、第83条及び第85条から16ページ、第91条までにつきましては、82条同様に現行の軽自動車税を種別割とする名称変更等の規定の整備でございます。

恐れ入ります、次に、17ページをお願いいたします。附則第6条につきましては、

個人住民税におけます医療費控除の特例の規定でございまして、要指導医薬品及び一般医薬品のうち医療用から転用された医薬品、いわゆるスイッチO T C薬の購入費用を所得控除する規定でございまして、ただし、従来の医療費控除との選択制となつてございまして、次に、附則第10条の2につきましても、固定資産税に係る地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の控除の適用内容と割合を追加させていただいたものでございまして、

次に、18ページをお願いいたします。附則第10条の3につきましても、固定資産税に係る減免を受けるための法で定める補助金の内容の規定でございまして、次に、附則第15条の2につきましても、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についての規定でございまして、環境性能割については、当分の間、県が賦課徴収をすると規定したものでございまして、附則第15条の3につきましても、環境性能割の減免の特例について規定したものでございまして、当分の間、県知事が減免をするとしたものでございまして、次に、附則第15条の4につきましても、軽自動車税の環境性能割の申告等の特例についての規定でございまして、環境性能割については、当分の間、県知事への申告とすることを規定したものでございまして、

次に、19ページでございまして、附則第15条の5につきましても、軽自動車税の環境性能割の徴収に係る徴収取扱費の交付についての規定でございまして、次に、附則第15条の6につきましても、軽自動車税の環境性能割の税率の特例についての規定でございまして、当分の間、課税標準に対する税率を低くする特例の規定でございまして、附則第16条につきましても、軽自動車税の名称変更に関する改正と種別割のグリーン化特例、軽減課税でございまして、1年延長を規定したものでございまして、

恐れ入ります。次に、21ページをお願いいたします。第2条による改正でございまして、平成26年の改正分についてでございまして、改正附則第6条についてでございまして、このたびの町税条例改正によるものでございまして、環境性能割の導入に伴う現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の改正でございまして、

次に、22ページをお願いいたします。第3条による改正でございまして、平成27年改正分でございまして、改正附則第5条につきましても、たばこ税の経過措置について、このたびの町税条例第19条の改正による所要の規定整備を行ったものでございまして、なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものですが、ただし、各条文ごとの施行期日につきましては、各附則において各自定めておるところでございまして、また、今回の改正につきましても別紙改正概要をつけさせていただいておりますので、参考とさせていただきます。

以上、第48号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今の新旧対照表の13ページでございますけども、種別割の賦課期日及び納期の件ですけども、昨年のおきに軽自動車税の納付の期日というのは4月末になっておったかと思いますが、この旧の条文も5月1日から5月末までとするという納期になって、その軽自動車税の名前を種別割という形で今回変えるということでございます。5月中の納付というのはいつの段階でこれは変わったのか、ちょっと記憶にないので、教えていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。昨年改正をさせていただいております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点お尋ねをしたいと思います。

新旧対照表の10ページから11ページにかけてですけど、新しく環境性能割という税が設けられたんじゃないかなと、そのように理解しておるんですが、これ恐らく従来の取得税ですか、これがこれに変わったんじゃないかなと思うんですが、それで、この10ページの81条の3を見ますと、課税標準は自動車の取得価格で規則で定める額というような表現がしてありますので、じゃあ、具体的にこの環境性能割がどうなるのかなというのがわかりませんが、その内容をできたら教えていただきたいんです。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。この規定につきましては、総務省が定めるところの内容でございます。具体的な内容につきましては、環境に適している等の内容を含んでおりますので、具体的にという部分につきましては、こちらでちょっと把握ができないところでございまして、これらにつきましては、ちょっとこちらのほうでは把握ができておりません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。34条の4で法人税割の利率が29年4月、来年度から変更になりますが、100分の9.7が6.0に引き下げ改正されることによって、予算書があれば当初予算で計算できるんですけど、この改正条例にあわせて幾らほど金額が下がるように見込まれているか、教えていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。この法人町民税の税割につきましては、平成26年に1度改正が行われまして9.7%になったわけですが、それらの影響、1年間を通じての影響額がこの平成28年度の予算に反映をしてくるお

ります。それにつきましては、それ以前のものと、単純ではございますけれども、単純計算で比べた場合に約900万程度下がる見込みをいたしております。今回のさらに6%に下がるという部分につきましては、29年4月1日事業開始というところから対象になりますので、実際に丸々1年影響を与えるという部分につきましては平成30年度になってこようかと思えます。それにつきましては、今現在の部分で比較をいたしますと、約1,300万程度下がる見込みを立ててございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 確認ですけれども、その分は75%については地方交付税で補填されると、そういう財政運営になるんですね、財政担当参事のほうから願えますか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。当然、税のほうで改正がございまして税が減ってくるという中では、その部分については交付税の算定の中に入ってくるということで御理解をしていただければと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今の山下議員のほうから質問と同じように、法人税割の税率が100分の9.7から6になるということでございます。これは28年の4月1日以降開始する事業年度について適用されるということでございますので、以前、26年10月1日に開始する事業年度について12.3%から9.7%のほうに引き下げられたことによって、予定申告が12分の6から12分の4.7カ月分という形になったかというように私は記憶しております。ですから今回の28年4月1日以降に開始する事業年度についての予定申告については、同じように考えると、9.7が6.0になったということは、それに6カ月分を掛けますと12分の3.7が予定申告の納付額になってくるのかなというように考えるんですが、それで間違いございませんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。申されるとおりでございますが、ちょっと聞き間違えだったら申しわけないんですが、平成29年の4月1日事業開始という部分からになります。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第48号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第48号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第4 第49号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第49号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第49号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてでございます。平成28年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由は、地方自治法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成28年3月31日にそれぞれ交付され、いずれも原則として平成28年4月1日から施行することとされましたことに伴いまして、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、税務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第49号議案の説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、地方税法の一部を改正する法律など一連の法改正がされたことによりまして、一昨年度、また、昨年度に引き続き低所得者への軽減制度の拡充を図ることが主な改正点でございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、ごらんいただきたいと思います。

第2条、課税額につきましては、被保険者の公平性を図るべく保険税の課税限度額を引き下げるものでございます。具体的には、同条第2項中の基礎課税額の限度額を52

万円から54万円に、同条第3項中の後期高齢者支援金等課税額の限度額を17万円から19万円に引き上げるものでございます。次に、第21条、国民健康保険税の減額につきましてですが、低所得世帯の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございまして、被保険者及び特定同一世帯所得者の人数に乘じます所得額の変更でございませぬ。具体的には、同条第2号中の5割軽減世帯につきましては26万円から26万5,000円に、同条第3号中の2割軽減世帯につきましては47万円から48万円に引き上げるものでございます。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行し、改正後の規定につきましては、平成28年度以後の年度分に適用をいたします。

以上、第49号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第49号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第49号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第5 第50号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第50号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第50号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町一般会計補正予算（第8号））についてでございます。平成28年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第7号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしまし



た。補正の主なものといたしましては、歳入においては、各譲与税、交付金、特別交付税、寄附金、繰入金の確定により増減いたしております。歳出においては、財産管理費において特別交付税の増額等による今回の補正の譲与額を積み立てる財政調整基金積立金とふるさとづくり応援寄附金の増額分を積み立てるふるさとづくり応援寄附金積立金を増額いたしております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,181万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億5,753万3,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第50号議案の詳細説明をいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、まず7ページ、歳入をお願いいたします。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税につきましては、揮発油税と地方道路税の国税2税がございまして、そのうち42%が市町村道の延長、そして面積でそれぞれ交付されるものでございまして、71万4,000円増額でございます。続きまして、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税につきましては、自動車の検査証の交付時にそれぞれ自動車の重量により課税をされるものでございまして、348万2,000円の増額でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金につきましては、県税でございまして、預貯金の利子5%相当額が県民税利子割として課税をされております。その課税されたものから事務費相当分を控除した残りの5分の3がそれぞれ市町村、神戸町の県民税の割合に応じて交付されるものでございまして、20万3,000円減額でございます。

4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、それぞれ上場株式の配当並びに譲渡益につきまして、それぞれ5%が県民税配当割、そして県民税株式譲渡所得割として課税をされてございまして、それぞれ交付の割合は利子割交付金と同様の交付がされております。配当割交付金につきましては194万1,000円の増額、株式等譲渡所得割交付金については615万2,000円の増額でございます。

続きまして、6款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金につきましては、ゴルフ場の利用税として県民税が課税をされてございまして、その10分の7相当に係るものが市町村に交付をされるものでございまして、465万7,000円の減額でございます。

続いて、7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金でございます。これにつつま

しては1,842万4,000円の増額でございます。この内訳を申します。従来の5%の地方消費税交付金に相当するものが1,405万6,000円の増額、そして5%から8%に引き上げられました3%分については社会保障財源ということで交付をされておりまして、それが436万8,000円の増額、合わせまして1,842万4,000円の増額でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金でございます。自動車の取得に対しまして自動車に課税をされるもので、その10分の7相当が市町村の道路の延長、面積に交付されるものでございまして、497万1,000円の増額でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税でございます。これにつきましては、3月定例会で最終日に町長が申されたとおり、特別交付税の増額でございまして、1億9,921万9,000円の増額でございまして、特別交付税の合計はこれによりまして5億2,650万1,000円ということでございます。

続きまして、11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金につきましては、交通安全対策を推進するという施策の一環として、道路交通法に定める交通違反の罰則金、これが原資となっております、それぞれ各市町の交通事故件数により交付をされるものでございまして、9万8,000円の減額でございます。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金でございます。これにつきましては、神河ふるさとづくり応援寄附金がふえておりますので、補正をいたしております。167万円の増額でございます。

続きまして、18款繰入金、1項他会計繰入金、4目土地開発事業特別会計繰入金でございます。これにつきましては、しんこうタウンの売却が1区画追加で3月末に売却をされたということで、その売却分を一般会計に繰り入れるものでございまして、770万6,000円増額でございます。同じく繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金でございます。これにつきましては、歳入の増加によりまして減額をいたすものでございまして、1億5,750万6,000円の減額でございます。

続きまして、9ページ、歳出をお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費でございます。まず、財政調整基金積立金でございます。8,014万5,000円の増額ということで、今回の補正により生じた剰余金を積み立てるものでございまして、これによりまして平成27年度末の残高見込みにつきましては19億2,055万4,000円の見込みでございます。続きまして、神河ふるさとづくり応援寄附金の積立金167万円でございます。これにつきましては、歳入がふえましたので、同じ金額を積み立てております。

以上、詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第50号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第50号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

### 日程第6 第51号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第51号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第51号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第3号））についてでございます。平成28年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。補正の理由は、しんこうタウン第3期分譲地1区画の土地売り払いに伴うもので、歳入歳出とも770万6,000円の増額でございます。歳出は、売り払い収入を一般会計に繰り出しするものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ770万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,853万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございます。討論を終結します。

第51号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第51号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第7 第52号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第52号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第52号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。平成26年5月の地方公務員法の改正により、本年4月からの人事評価制度の導入が義務づけられております。神河町につきましても、平成28年3月議会において、人事院勧告に基づく改定、住居手当に係る改定とあわせ人事評価の導入に係る改定、文言の整理を提案させていただき、可決をいただいたところでございます。

さて、このたびの提案につきましては、職務給の原則を明確にする必要があることから、級別基準職務表を条例化することにより人事評価実施のための環境を整えるものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、詳細につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、52号議案、1ページ、2ページを包括的にごらんをいただきたいというふうに思います。先ほど町長が御説明申し上げましたが、このたびの改正提案は人事評価実施のための環境を整えるための改正でございます。第8条でうたっておりますとおり、分類の基準となるべき標準的な職務の内容は規則で定めるとしてありますが、このたびの改正は、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第5）に定めるところによるとして条例で明確化を図るものでございます。別表第5の内容につきましては、従来規則で定めておりましたが、御説明を申し上げたいと思います。

まず、ア、行政職給料表級別基準職務表については、1級から6級までの基準となる職務についてでございます。次に、イ、医療職給料表（一）級別基準職務表、これにつきましては医師の職務でございますが、1級から5級までの基準となる職務についてでございます。次に、ウ、医療職給料表（二）級別基準職務表、これにつきましては技師に係る職務でございますが、1級から6級までの基準となる職務についてでございます。最後に、エ、医療職給料表（三）級別職務基準表、これにつきましては看護師に関する職務でございますが、1級から6級までの基準となる職務についてでございますが、それぞれ明確化を図らせていただきました。

なお、第11条、第19条、第22条につきましては、文字表現についての適正化及びこのたびの別表第5の挿入による表番号の順送りというところでございます。

以上が改正内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。そしたらちょっとお伺いをいたします。

この職務表の改正が今回上程をされているわけですが、この種の変更であれば、本来、町長も冒頭言われましたように、前年度中に対応すべきものだと思います。気になるのが、附則に適用日が遡及扱いとなっている点でございます。通常、職員に不利益が発生するもの以外は議決日以降の適用日となるのが本来だと思うんですけども、遡及適用が必要となる職員の不利益とは何かあるのかということをお教えいただきたいのと、それと県下全体の動向はどのようになっているのか、それと4月1日にいわゆる辞令が出たんですけども、この辞令についてはどちらで使われているのか、その3点をお伺いいたします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。ただいまの藤原資広議員の御質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

平成26年の地方公務員法の改正によりまして人事評価制度の規定が適用され、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとされております。平成28年3月議会におきまして、ただいま町長が御説明申し上げましたとおり、人事評価の部分につきまして条例化をいたしたところでございます。なお、このたびの職務の明確化という部分について条例で明記せよということがございます。議員各位御承知のことと思っておりますけれども、この職務の内容につきましては、給与規則の中で別表でうたっております。そして行政職につきましては行政組織規則の中で、そして病院につきましては、病院事業等管理規則の中でその職務の内容を明確化をいたしておるところでございます。

先ほど資広議員から御質問をいただきましたまず1点目の、この改正を踏まえた遡及

適用の関係でございます。この部分につきましては、先ほども申し上げましたが、人事評価を導入するという部分と、それから職務の適正化を明確にするというところでこの職務基準表を条例で上げるという、この2つの柱がございまして、これは全く人事評価の部分に連動してということではございません。このたび実は県の調査がございまして、その中で、私たち神河町の部分について職務規則の部分でうたわれてないということがわかりまして、県のほうからも指導をいただいて速やかに対応をとということになりまして、当初は6月議会ということで考えておりましたけれども、この臨時議会で提案をさせていただいたというところでございます。

したがって、この遡及日の考え方につきましては、県とも話をしたんですが、実は遡及適用すべきか、それとも提出日付でということにするのかということについての明確な回答はいただけてはおりません。しかしながら、この人事評価がもう導入された事実ということは県のほうでも理解をさせていただいておりますので、この人事評価と全くもって連動ということではありませんけれども、4月1日遡及対応とさせていただいたというところなんです。なお、この遡及適用をすることによる不利益はございません。

それから、県下、全国の状況という部分でございますけれども、多くの自治体で条例化をされると、4月1日段階で行われているというところでお聞きをしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 5番、藤原資広君。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら、できてないのは我が町だけということなんですか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほど申しましたとおり、県のほうから調査による指導としまして報告を受けた段階では、県の把握する段階では、県下では神河町ということでお聞きをしております。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。人事評価につきましては、27年度は試行の段階で行っておりまして、28年度4月1日から本格実施ということでございます。私たちは規則でこの職務表についてうたっておりますので、試行の段階でもその規則の関係の職務表を使っているということで、別にそのままいけばいいんじゃないかなというように思っておりましたけれども、県とのお話の中で、4月1日から条例化しなさいと、そしてきちっと人事評価についての明確化を図れということでございましたので、県のほうとのお話の中でそのように4月1日から遡及して行うということで、今回提案させていただきました。実際には規則のほうで職務表をうたっておりますので、そのとおりいけばいいというように思っておりましたけれども、やはり県とのお話の中では条例化していくということで、県のほうは、病院の関係もあったりいろいろして医師等のこともあり、神河町にすれば、いろんな人事評価について大変でしょうけれども、それは

条文化してほしいというようなお話もありまして、今回臨時議会で上げさせていただいたということでございます。当初、県とちょっとこちらとの意見が相違していたということで、今回の提案となりました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかは特にないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第52号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第52号議案は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第8 第53号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第53号議案、神河町デジタル防災行政無線システム（同報系）整備工事請負契約の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第53号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町デジタル防災行政無線システム（同報系）整備工事請負契約の件についてでございます。

本件は、住民への行政情報、緊急情報の伝達手段として、これまでCATVを利用した告知放送により実施してきましたが、災害時における安定的な伝達手段としてデジタル防災行政無線システム（同報系）を整備するものであります。通常、放送は、各戸に配備する戸別受信機を通して実施し、緊急放送は戸別受信機及び屋外拡声子局により実施いたします。また、指定緊急避難場所としている各区公民館等に屋外拡声子局を整備するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきまして、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。それでは、神河町デジタル防災行政無線システム（同報系）整備工事請負契約の件の詳細につきまして説明させていただきます。

議案書の裏面をごらんください。工事請負契約に関する附属説明書でございます。まず1、入札の状況でございます。(1)入札の日時、場所及び工事名でございます。日時は、平成28年4月25日月曜日午前9時でございます。場所は、神河町役場3階第3会議室です。工事名は、神河町デジタル防災行政無線システム（同報系）整備工事でございます。(2)応札業者並びに入札書記載金額でございます。記載のとおりでございます。3行目の株式会社協和エクシオ兵庫支店が4億7,680万円で落札候補者となりました。入札後に必要書類の審査を行いました。資格の不備などはございませんでした。(3)契約金額でございます。入札書記載金額に消費税及び地方消費税8%を加算した額、金5億1,494万4,000円を契約金額といたします。

次に、2、契約相手方の経歴でございます。(1)工事出来高は1,623億8,165万5,000円でございます。これは電気通信工事2カ年の平均でございます。(2)資本金は68億8,873万1,000円でございます。(3)工期予定は、着手が平成28年5月2日で、完成が平成29年3月23日の予定でございます。

次のページは、工事経歴書でございます。

1枚めくっていただきまして、3枚目のページをごらんください。防災行政無線（同報系）システム整備事業の概要でございます。1、整備の概要といたしまして、神河町では、住民への行政放送、緊急放送はケーブルテレビを利用した告知放送により実施してきました。このたびケーブルテレビの旧神崎エリアに係る施設の老朽化に伴う整備運営方針を検討する中で、災害時における安定的な行政放送、緊急放送の実施手段として、防災行政無線（同報系）を整備することといたしました。日々の行政放送は各戸に配備する戸別受信機を通して実施し、緊急放送は戸別受信機及び屋外拡声子局により実施いたします。また、屋外拡声子局を指定緊急避難場所に指定した区公民館等に整備し、双方向通信機能を利用した役場との双方向通信を実現いたします。この双方向通信と申しますのは、電話と同じように双方が話できる機能のことでございます。本事業は、緊急防災減災事業債を活用し整備を行います。また、同報系とは、一つの情報を一斉に伝えることでございます。

次に、2、神河町デジタル防災行政無線システム（同報系）整備工事の概要でございます。(1)防災行政無線（同報系）システムの概要でございます。親局を1基、役場2階小会議室に整備いたします。中継局を1基、柏尾・鍛冶境の大嶽山山頂に整備いたします。簡易中継局を1基、越知の熊野神社付近に整備いたします。再送信子局、これは拡声機がついておりますが、4基、次のところ整備いたします。猪篠集落センター、上小田活動促進センター、栗区公民館、川上文化センター、以上の4カ所でございます。

次に、再送信子局、これも拡声機つきでございます、を1基、作畑、観音堂に整備い



たします。

次に、屋外拡声子局を38基、各公民館などに整備いたします。戸別受信機につきましては4,200個配備予定でございます。内訳としまして、「個人」と表記しておりますが、これは「各戸」の表現に変更させていただきます。申しわけございません。各戸に3,800個、公共施設などに250個、法人に100個、予備に50個を予定しております。算出の根拠としまして、各戸の数は平成27年国勢調査の世帯数から算出しております。公共施設は、役場関係、学校、総合病院、福祉施設、警察、公民館及び隣保集会所、消防団詰所としております。法人とは、現在ケーブルテレビ加入事業者数でございます。

次に、1枚めくっていただきまして、図面関係の資料でございます。A3判の図面を5枚添付しております。右下にページ番号をつけております。まず、図面の1ページは、大嶽山中継局の平面図でございます。左上が鍛冶方面でございます。右下が柏尾側となっております。図面の中ほど右側に、日本放送協会神崎テレビ中継放送所が記載されております。その左側、図面の真ん中あたりに示しておりますのが、今回整備する大嶽山中継局無線鉄塔整備でございます。その鉄塔から左斜め上方向にございますところに大嶽山中継局舎整備を整備いたします。

1枚めくっていただきまして、図面の2ページをごらんください。大嶽山中継局の南側立面図でございます。図面真ん中に示している高い塔が無線鉄塔設備でございます。

次に、1枚めくっていただきまして、図面3ページをごらんください。図面3ページは、屋外拡声子局の装柱標準図面でございます。ちなみに、装柱とは、立てられた鋼管柱に電線や無線機などの機器を取りつけることでございます。また、空中線と記載しておりますのはアンテナのことでございます。それぞれ簡易中継局、再送信子局、再々送信子局に共通の図面でございます。スピーカーを整備いたします。ただし、越知熊野神社付近に整備いたします簡易中継局につきましては、上越知ポンプ場に屋外拡声子局を整備いたしますので、この越知熊野神社付近の簡易中継局にはスピーカーをつけることはございません。

次に、4ページをごらんください。図面4ページは、屋外拡声子局の装柱標準図面で、各公民館などに整備する子局の図面でございます。図面3との違いにつきましては、アンテナについてでございます。屋外拡声子局のほうは、3素子八木型空中線1つに加えて、5素子八木型空中線と3素子2つの簡易中継局との違いを上げております。この素子数の数字が大きくなりますと指向性が強くなるという特性がございます。簡易中継局、再送信子局、再々送信子局は親局等からの全方向から電波を受ける必要があるために、指向性の少ない全方位型の3素子八木型空中線を2つ使う必要がございます。それに対して、各公民館に整備する屋外拡声子局のほうにつきましては、簡易中継局や再送信子局等という特定方向からの電波を受ける必要があることから、素子数の多いアンテナを組み合わせているものでございます。

次に、図面 5 ページをごらんください。屋外拡声子局の外部接続箱有線延長概要図で  
ございます。各公民館等に立てました屋外拡声子局から公民館の建物内に線を引きまし  
て、屋内に通信整備を整備するものでございます。その概要図でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明並びに提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5 番 藤原 資広君） 5 番、藤原でございます。現行の有線での告知放送を無  
線化することは理解できるんですけども、ちょっと 2 点ほどお尋ねをいたします。現在、  
告知端末機は録音機能があるんですけども、新しいやつはどうなるのかということが 1  
点でございます。

2 目目なんですけども、情報提供者は行政と、それから町民と 2 パターンがあらうか  
と思います。行政の行う分につきましては、緊急放送も踏まえて屋内、屋外とも一斉放  
送とは理解できるんですけども、町民が放送される種類といたしましては、全町向け、  
それからエリアごと、それから地区ごと、それから区内、例えば隣保放送等々があらう  
かと思えますけども、この放送につきましても全て屋外の放送設備に流れるというこ  
となんですか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 藤原資広議員の質問にお答えさせ  
ていただきます。

1 目目の録音機能につきましては、屋内の戸別受信機に備えつけております。

それから、2 点目の放送エリアにつきましては、屋外拡声子局の外部スピーカーから放  
送することはございません。屋外拡声子局の放送は緊急放送のみの運用といたします。  
以上でございます。

○議長（安部 重助君） 特に請負契約の件についてでございますので、御理解のほど質  
問をお願いいたします。

ほかにございますか。ないですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 5 3 号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成  
の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 5 3 号議案は、原案の

とおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第9 承認第4号

○議長（安部 重助君） 日程第9、承認第4号、公立神崎総合病院北館改築基本構想・基本計画の策定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第4号の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認議案は、公立神崎総合病院北館改築基本構想・基本計画の策定の件についてでございます。

公立神崎総合病院の北館は、昭和46年から昭和54年にかけて建築しており、約10年ほど前から老朽化による改築の計画がありました。また、昭和56年の耐震基準改正前の建物であることから、I s値は0.45から0.54と基準値0.6を下回っている建物であり、北館改築は喫緊の課題となっていました。しかしながら、町財政におけます実質公債費比率が高かったことや新築移転の検討をしたことなどにより改築計画を延期してきましたが、これらについて課題解決、そして検討内容に結論が出たことから、昨年度から北館改築計画に取り組んでまいりました。そして今回、公立神崎総合病院北館改築基本構想・基本計画を策定いたしましたので、神河町議会基本条例第14条の規定に基づき議会の承認を求めます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、病院総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。それでは、基本構想・基本計画の詳細説明をさせていただきます。

公立神崎総合病院北館改築基本構想・基本計画につきましては、北館改築委員会などを立ち上げ、委託しておりました株式会社アイテックと協議、検討を重ね、平成28年3月に最終決定していただいたところでございます。

それでは、まず基本構想について御説明申し上げます。

基本構想の1ページから9ページにかけまして、公立神崎総合病院を取り巻く現状と課題でございます。国におけます医療制度改革等の動向などや神河町及び神崎郡の現状と課題について、医療需要として、神河町、神崎郡医療圏のそれぞれについて、将来の人口推計、将来の患者推計、患者別の将来患者推計をグラフ化いたしております。また、中播磨圏域、神崎郡におけます医療提供体制といたしまして、既存病床数、施設数、医

師数、救急医療体制の状況を掲げております。

基本構想の9ページから14ページにかけてですが、当院におけます現状としまして、建物の概要、診療機能の概要、職員数、診療科別患者数、救急搬送の状況、経営状況の現状、当院における課題として救急医療、地域包括ケアシステムの構築、経営面など、当院における課題などについて掲げております。

基本構想の15ページから17ページにかけては、現状と課題を踏まえた当院の役割と目指すべき病院像でございます。各課題への対応としまして、看護師の増員を図ることによる救急医療の改善、地域包括ケアシステムの拠点となること、また、経営改善、そして耐震基準を満たしていない北館の建てかえ、電子カルテ、PACSの医療情報システムの導入を計画いたします。

主な機能といたしましては、がん医療、脳疾患、心疾患、糖尿病、救急医療、小児医療につきましては、これまでと同様でございます。地域の中核病院としての機能を継続して担っていきます。また、災害医療につきましては、大規模災害発生時は姫路から但馬までにおけます唯一の公的病院として対応をしております。病床機能、規模につきましては、現在、南館及び中館に3病棟が配置されていますが、病室・スタッフエリアが狭隘であり、療養環境の向上、業務効率の改善が求められています。これらを踏まえ一定の経営改善を行うことを大前提として、新北館では、一般病床を10床、地域包括ケア病床を1床、そして人間ドックを4床減らし、新北館の2階、3階を一般病棟90床とし、中館3階を地域包括ケア病棟50床の計140床にして病棟や手術室を中心に基本計画による各部門別の基本方針をもとに整備してまいります。診療科におきましては、外来エリアの整備は行いませんが、地域の医療提供体制として、泌尿器科の患者が多いことから、平成31年4月をめどに、非常勤体制ではありますが、泌尿器科を新設し、地域の中核病院として受け入れ体制を整備いたします。

次に、基本計画でございます。

基本計画18ページから44ページにかけては、部門別計画について各部署ごとにヒアリングをし、基本方針、主な機能、業務概要、施設基本要件、諸室構成についてそれぞれまとめております。

45ページから46ページでございますが、北館改築に向けた経営改善計画についてでございます。院内におきまして、入院、外来経費などについて各プロジェクトを立ち上げ、改善内容を掲げ、全体で2.1億円程度の改善を目標として取り組む計画を立てました。入院では、病床利用率の改善、診療単価の増、個室料の改定、外来では、診療単価の増、患者受け入れ数の増、経費では、材料比率の適正化、委託料の見直し、そしてその他といたしまして退職金制度の見直しでございます。

次に、直近の経営状況ですが、平成27年度の10月から12月の平均値を示しておりますが、医業収益では目標額に到達している状況でございます。今後、継続的に動態管理を行っていく必要がありますが、現段階では経営改善が順調に進んでおります。

最後となりますが、基本計画 47 ページから 50 ページでございます。建設計画について掲げております。まず基本方針として、必要な診療機能、療養環境の向上、効率的な病院運営、患者、家族にとって魅力ある環境づくりについて掲げております。

次に、土地利用方針についてでございます。既存の北館及び健康増進センターを解体し、その跡地に新北館を建設いたします。また、敷地が狭隘なことから建物周囲の空間確保は難しいですが、極力、新北館と中館との距離は確保いたします。

病棟構成ですが、新北館に一般病床の 45 床の病棟を 2 病棟、90 床を配置いたします。しかし、産婦人科病棟につきましては、3 月末段階では内科系病棟に産婦人科病棟を併設するをいたしておりましたが、現産婦人科医であります岩崎副院長の 2 年後の退職を迎えた中で、新北館の整備をするか、課題を残しておりました。そこで、兵庫県、神戸大学、大阪医科大学の教授に相談、そしてお願いをさせていただきましたが、産婦人科学会においても安全・安心な分娩をするためには 3 人以上の常勤医師が必要なことから、北館改築において産婦人科病棟は設置しないことといたしました。病院といたしましても、産婦人科病棟は継続して残していきたいと考えますが、全国的な産婦人科医の状況や現状、複数の医師確保ができていない中で、断念せざるを得ないことといたしました。しかし、将来、医師確保が可能となった場合は産婦人科病棟を設置し、北館 2 階病棟を改修して分娩室等を整備していく考えを持っております。既存の中館 3 階でございますが、病棟 50 床につきましては地域包括ケア病棟といたします。

次に、外来構成ですが、既存の外来、救急を現状のまま使用することとしますが、神経科や新設予定の泌尿器科外来について一部改修をいたします。

次に、1 階の構成ですが、新北館には、仮称であります、地域医療センター、訪問看護ステーション、薬剤課等を配置します。既存改修としましては、現在の薬剤課は医事課の拡充と外来看護師の休憩室とします。2 階構成ですが、新北館には一般病棟 45 床を配置いたします。既存改修としまして、南館を医療安全管理室、看護部長室、更衣室等に、また、中館の入院カルテ倉庫はサーバー室に改修いたします。次に、3 階でございますが、新北館には一般病棟 45 床を配置いたします。既存利用としまして、中館の病棟 50 床を地域包括ケア病棟といたします。既存改修としまして、南館を医局、総務課等に、現北館にあります手術室の一部を医療機器管理室、倉庫等に改修いたします。病院 4 階の構成ですが、新北館には、手術部門、大会議室を設置いたします。塔屋階につきましては新北館の機械室を設置いたします。

次に、概算事業費でございます。基本設計、実施設計監理で約 8,500 万、解体建設工事費で約 25 億 5,900 万、計 26 億 4,400 万でございます。建設工事費の財源内訳としましては、合併特例債 6 億 2,900 万、病院事業債 20 億 1,500 万でございます。

次に、整備スケジュールでございます。平成 28 年度につきましては、基本設計、実施設計をし、平成 29 年度につきましては、1 期工事としまして、北館東側を解体し建

設工事を行い、手術室について先に使用していきます。平成30年度につきましては2期工事としまして北館西側を解体し建築工事を行い、平成31年4月には新北館供用開始という予定でございます。

以上、公立神崎総合病院北館改築基本構想・基本計画の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。では、2点ちょっとお伺いをいたします。

今の現在地で建てかえということで、3つの棟があるわけですが、建築年度もいわゆる3タイプあります。当然建てられるごとにそれぞれの基準でもって建てられているわけなんですけども、今の病院の現状からいきますと、耐震問題以外で大きな問題点は、いわゆる基準は建築年度ごとに違うということで、もう迷路のような状態になっておるんですけども、それが今後どのような形で改善されるのかということと、もう1点なんですけども、これは財政担当参事にちょっとお伺いしたいんですけども、今回の北館の改築で約25億ということで、今後あの場所で病院もずっと続けていくとなれば、中館、南館も建てかえとなりますと総額75億ほどかかる格好になるんですか、同じ場所で行くということで、防音、消音とか防じんとかいろいろな対策もせなあかんのんで、当然割高になろうかと思えます。割高分についても、財政シミュレーション上、あくまで新築移転よりも改築のほうが良いと言われたその考え方のベースをちょっと教えていただければと思うんですけど、その2点をお伺いいたします。

○議長（安部 重助君） それでは、病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。確かに今現在、患者さんにおきましては、迷路のような形で非常に御迷惑をおかけしているところでございます。新北館ができれば、できるだけ表示等、また、御案内等をさせていただき、患者様にはできるだけ迷惑のかからない形で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。現在、北館改築に伴いますそれぞれの今後発生するであろうと思われ南館、中館についてでございますけども、北館の改築につきましては、それぞれ中館、南館に配置をしております病棟を少し北館のところに移動をしながら、今後発生するであろうと思われる南館、北館につきましては改修をしやすいとすると、少しでも改修の軽減を図るということを行っております。その中で、南館、中館につきましては、今後につきましては、最小必要限度の長寿命化といえますか、そのような形の中で今後建物を維持していくという方針で考

えておりました、全館移転で新築をするよりもリスクが少し解消されるという中で財政シミュレーションを組ませていただいております、そのようなところで今後進めていきたいと、このように考えております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

承認第4号を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、当局につきましては、退席をお願いいたします。議事日程第14の前に再度御着席をお願いいたします。また後ほど御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

午前10時34分休憩

午前10時50分再開

○副議長（藤森 正晴君） 再開いたします。

#### 追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（藤森 正晴君） 議員の申し合わせにより、議長の任期は2年となっております。先刻、安部重助議長から本日付で辞職願が提出されております。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤森 正晴君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、安部重助議員の退場を求めます。

〔12番 安部重助君退場〕

○副議長（藤森 正晴君） お諮りします。地方自治法第108条の規定に基づき、安部重助議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤森 正晴君） 異議なしと認めます。よって、安部重助議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

安部重助議員の復席を求めます。

〔12番 安部重助君入場〕

○副議長（藤森 正晴君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

○副議長（藤森 正晴君） 再開いたします。

---

### 追加日程第2 議長の選挙

○副議長（藤森 正晴君） ただいま安部重助議員の議長辞職に伴い欠員となりました議長の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤森 正晴君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

ただいまから議長の選挙を行います。立候補もしくは推薦等の御意見はございませんか。

どうぞ、安部議員。

○議員（12番 安部 重助君） このたびの議長選挙に立候補させていただきます。

○副議長（藤森 正晴君） ほかにありませんか。

ただいま立候補の意思表示という意見が出ましたが、立候補の意思表示をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤森 正晴君） 御異議ございませんので、立候補される方の意思表示をお願いいたします。

意思表示については、今、着席されております議席の順番で行っていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤森 正晴君） 御異議ございませんので、立候補の意思表示は、議席の順番で行っていただきたいと思います。

立候補される方は、起立をお願いいたします。

それでは、議席の順に、安部重助議員から演壇でお願いいたします。



○議員（12番 安部 重助君） 私、安部重助、神河町議会申し合わせにより、先ほど藤森副議長に議長職の辞表を提出し、受理され、改めて第69回臨時会において議長立候補の意思表示を述べさせていただきます。

過去2年間、議員皆様のお支えによりまして無事任期を務めさせていただきましたことに厚くお礼申し上げます。

それでは、発言の許可をいただきましたので、意思表示をさせていただきます。

1つ目に、第68回定例会におきまして平成28年度の当初予算が議決されました。その中には、町にとっての重要事案が山積みであります。議員皆様とともに適正な事業執行にまた今後協力していく所存でございます。

また、2つ目には、中播北部クリーンセンターの今後についてです。開設以来13年が過ぎ、平成30年3月末に約束の期限が迫っております。福本区への稼働延長の願いはしているものの、いつまでも福本区に甘えるわけにはいきません。今後は市川町とも真剣に取り組んでいかなければなりません。市川町議会にも協力を呼びかけ、今後の方向性に力を注ぎたく思っております。

また、3つ目には、平成25年1月1日に議員総意により議会基本条例を施行しました。議会としての最高規範として位置づけておりますが、いま一度考慮する部分があるかと思えます。皆様方とともに充実を図るために見直しをしていきたいというふうに思っております。また、そのほかにも町民皆様の負託に応えられるよう議員皆様と協力できたらと思う次第でございます。

以上、時間の都合もでございますので、これにて立候補の表明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（藤森 正晴君） 立候補の意思表示が終わりました。

念のため申し上げます。この選挙についての被選挙権は、12名の議員全てでございます。

それでは、追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票により行いたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤森 正晴君） 御異議なしと認めます。よって、選挙は、投票によって行います。

事務局長から選挙の手順を説明させます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時00分再開

○副議長（藤森 正晴君） 再開いたします。

会議規則第28条の規定より、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（藤森 正晴君） ただいまの出席議員数は12名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番、藤原裕和議員、2番、藤原日順議員を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤森 正晴君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に、藤原裕和議員、藤原日順議員を指名いたします。

ここで投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（藤森 正晴君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤森 正晴君） 配付漏れがないと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（藤森 正晴君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

事務局長、点呼してください。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....  
1番 藤原 裕和君      2番 藤原 日順君      3番 山下 皓司君  
4番 宮永 肇君      5番 藤原 資広君      6番 廣納 良幸君  
7番 小寺 俊輔君      8番 松山 陽子君      9番 三谷 克巳君  
10番 小林 和男君      12番 安部 重助君      11番 藤森 正晴君  
.....

○副議長（藤森 正晴君） 投票漏れはございませんか。

投票漏れがないと認めます。

投票を終了します。

ただいまから開票を行います。

藤原裕和議員、藤原日順議員、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（藤森 正晴君） 事務局長、選挙の結果を報告してください。

○議会事務局長（坂田 英之君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、安部重助議員 8 票。以下、省略いたします。以上のとおりでございます。

○副議長（藤森 正晴君） この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、安部重助議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（藤森 正晴君） ただいま議長に当選されました安部重助議員が議場におられますので、本席より、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって告知いたします。

安部重助議長、議長当選の挨拶を演壇でお願いいたします。

○議員（12番 安部 重助君） ただいまの議長選挙によりまして、多くの議員の方々から投票いただきまして、支持いただきました。今後とも皆様方の御協力を得ながら一生懸命頑張りますので、どうぞよろしく御協力のほどお願いいたしまして、挨拶いたします。

○副議長（藤森 正晴君） 議長の挨拶は終わりました。

ここで議長と議長席を交代します。御協力ありがとうございました。

安部議長、議長席にお着きをお願いいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 14 分休憩

午前 11 時 16 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

### 追加日程第 3 副議長辞職の件

○議長（安部 重助君） 先刻、藤森正晴副議長から本日付で辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって、藤森正晴議員の退場を求めます。

〔11番 藤森正晴君退場〕

○議長（安部 重助君） お諮りします。地方自治法第 108 条の規定に基づき、藤森正晴議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、藤森正晴議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

藤森正晴議員の復席を求めます。

〔11番 藤森正晴君入場〕

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

---

#### 追加日程第4 副議長の選挙

○議長（安部 重助君） 追加日程第4、副議長の選挙であります。

ただいま藤森正晴議員の副議長辞職に伴い欠員となりました副議長の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

ただいまから副議長の選挙を行います。立候補もしくは推薦等の御意見はございませんか。

ないようでございます。

それでは、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、選挙は、投票によって行います。

それでは、議長の選挙と同様の手順で副議長の選挙を行います。

会議規則第28条の規定より、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（安部 重助君） 念のために申し上げますが、この選挙についての被選挙権は、議長の除く議員全てにございますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番、藤原裕和議員、2番、藤原日順議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に、藤原裕和議員、藤原日順議員を指名いたします。

ここで投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（安部 重助君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（安部 重助君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

事務局長、点呼してください。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....  
1 番 藤原 裕和君      2 番 藤原 日順君      3 番 山下 皓司君  
4 番 宮永 肇君      5 番 藤原 資広君      6 番 廣納 良幸君  
7 番 小寺 俊輔君      8 番 松山 陽子君      9 番 三谷 克巳君  
10番 小林 和男君      11番 藤森 正晴君      12番 安部 重助君  
.....

○議長（安部 重助君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

藤原裕和議員、藤原日順議員、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（安部 重助君） 事務局長、選挙の結果を報告してください。

○議会事務局長（坂田 英之君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、廣納良幸議員 6 票。以下、省略いたします。以上のとおりでございます。

○議長（安部 重助君） この選挙の法定得票数は3票であります。よって、廣納良幸議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（安部 重助君） ただいま副議長に当選されました廣納良幸議員が議場におられますので、本席より、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

廣納良幸副議長、演壇で当選の挨拶をお願いいたします。

○議員（6番 廣納 良幸君） 不肖私、このたび副議長という大任を仰せつかりました。

3月定例会以降いろいろありましたが、4月1日からは、スキー場に関しては可決されましたので、議長を中心に全員で頑張り、また、県とも良好な関係を築いてまいりたいと。その後は、まだまだ、要するに病院の問題、ごみの問題、いろいろありますので、議長とともに皆様方の御意見を聞きながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。以上です。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 副議長の挨拶は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。12時まで休憩いたします。

午前11時35分休憩

午後0時01分再開

○議長（安部 重助君） それでは再開いたします。

#### 追加日程第5 議席の一部変更

○議長（安部 重助君） 議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定及び議会運営基準第13条の規定によって、議席の一部変更を追加日程第5として本日の日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を追加日程第5として日程に追加することに決定しました。

追加日程第5、ただいまより議席の一部変更を行います。

議席の変更については、議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定及び議会運営基準第13条の規定により、議長は最終番、副議長は最終2番となっています。

藤森正晴議員の議席を6番に、廣納良幸議員の議席を11番に変更いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後1時17分再開

○議長（安部 重助君） それでは休憩を解き再開いたします。

---

日程第 10 常任委員会委員の選任

○議長（安部 重助君） 日程第 10、常任委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長から指名いたします。

総務文教常任委員会の委員に、山下皓司議員、宮永肇議員、藤原資広議員、廣納良幸議員、小寺俊輔議員、松山陽子議員、三谷克巳議員、安部重助議員、以上 8 名でございます。民生福祉常任委員会の委員に、藤原裕和議員、藤原日順議員、山下皓司議員、廣納良幸議員、松山陽子議員、三谷克巳議員、小林和男議員、藤森正晴議員、以上 8 名です。産業建設常任委員会の委員に、藤原裕和議員、藤原日順議員、宮永肇議員、藤原資広議員、小寺俊輔議員、小林和男議員、藤森正晴議員、安部重助議員、以上 8 名でございます。以上のとおり各常任委員会委員に指名いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員会委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、常任委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定によって、それぞれの委員会で互選することになっておりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 19 分休憩

---

午後 2 時 26 分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

ただいま各常任委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので、御報告申し上げます。

総務文教常任委員会の委員長に宮永肇議員、副委員長に山下皓司議員、民生福祉常任委員会の委員長に小林和男議員、副委員長に松山陽子議員、産業建設常任委員会の委員長に藤原裕和議員、副委員長に藤森正晴議員、以上のとおりそれぞれ互選されておりますので、御報告申し上げます。また後ほど名簿につきましてはお配りさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 27 分休憩

---

午後 2 時 40 分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたしまして、日程第11に入ります。

---

#### 日程第11 議会運営委員会委員の選任

○議長（安部 重助君） 議会運営委員会の委員の選任を議題といたします。

選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長から指名いたします。

議会運営委員会の委員に、宮永肇議員、小林和男議員、藤原裕和議員、廣納良幸議員、山下皓司議員、以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました5名を議会運営委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、議会運営委員会委員の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により委員会で互選することになっておりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

---

午後2時48分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

ただいま議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので、御報告申し上げます。

委員長に山下皓司議員、副委員長に藤原裕和議員、以上のとおり互選されておりますので、御報告申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

---

午後2時50分再開

○議長（安部 重助君） それでは再開いたします。

---

#### 日程第12 特別委員会の設置

○議長（安部 重助君） 日程第12、特別委員会の設置を議題といたします。

特別委員会の設置については、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会、以上2つの特別委員会の設置要綱をお手元に配付しています。

お諮りいたします。まず、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会を設置要綱のとおり設置することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております設置要綱のとおり、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会を設置することに決定しました。

続いて、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会を設置要綱のとおり設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております設置要綱のとおり、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会を設置することに決定しました。

---

### 日程第 1 3 特別委員会委員の選任

○議長（安部 重助君） 続きまして、日程第 1 3、特別委員会委員の選任を行います。

当議会に設置している特別委員会のうち、広報公聴活動調査特別委員会委員は、広報発行規程により任期が 2 年となっています。

人権文化推進特別委員会については、委員全員から本日付で辞職願が提出されました。

お諮りします。人権文化推進特別委員会委員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、人権文化特別委員会委員の辞職を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午後 2 時 5 2 分休憩

午後 2 時 5 7 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第 1 3、引き続き特別委員会委員の選任を議題といたします。

各特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長から指名をいたします。

広報公聴活動調査特別委員会の委員に、順番、ちょっと間違いかもわからんけど、三谷克巳議員、山下皓司議員、小寺俊輔議員、藤原資広議員、松山陽子議員、藤森正晴議員、以上 6 名を指名します。

人権文化推進特別委員会の委員に、藤原裕和議員、藤原日順議員、宮永肇議員、小林和男議員、廣納良幸議員、以上 5 名を指名いたします。

公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の委員に、藤原裕和議員、藤原日順議員、山下皓司議員、宮永肇議員、藤原資広議員、藤森正晴議員、小寺俊輔議員、松山陽

子議員、三谷克巳議員、小林和男議員、廣納良幸議員、以上11名を指名いたします。

峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会の委員に、藤原裕和議員、藤原日順議員、山下皓司議員、宮永肇議員、藤原資広議員、藤森正晴議員、小寺俊輔議員、松山陽子議員、三谷克巳議員、小林和男議員、廣納良幸議員、以上11名を指名いたします。

ここでお諮りします。ただいま指名いたしましたとおり、各特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、各特別委員会の委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、それぞれの委員会で互選することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時35分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

ただいま各特別委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので、ここで御報告申し上げます。

広報公聴活動調査特別委員会の委員長に藤原資広議員、副委員長に三谷克巳議員、人権文化推進特別委員会の委員長に廣納良幸議員、副委員長に藤原日順議員、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の委員長に藤森正晴議員、副委員長に松山陽子議員、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会の委員長に三谷克巳議員、副委員長に小寺俊輔議員、以上のとおりそれぞれ互選されておりますので、御報告申し上げます。

#### 追加日程第6 一部事務組合議会議員の選挙

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。一時事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 異議なしと認めます。したがって、一部事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6、一部事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

これより、中播衛生施設事務組合議会議員、中播北部行政事務組合議会議員並びに中播農業共済事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認め、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にすることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、各一部事務組合議会議員は、議長より指名することに決定しました。

中播衛生施設事務組合議会議員に小林和男議員と私の2名、中播北部行政事務組合議会議員に廣納良幸議員、小林和男議員と私の3名、中播農業共済事務組合議会議員に藤原裕和議員と私の2名、以上のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、各一部事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、小林和男議員と私が中播衛生施設事務組合議会議員に、廣納良幸議員、小林和男議員と私が中播北部行政事務組合議会議員に、藤原裕和議員と私が中播農業共済事務組合議会議員に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定により、それぞれの議員が議場におられますので、告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は、職員を呼ぶ関係がございますので、16時10分ぐらいで再開したいと思いますので、お集まり願います。では、もう再開を16時10分といたします。

午後3時38分休憩

午後4時10分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

ただいま、先ほどの追加日程によりまして議長選挙が行われました。不肖私、安部重助が議長の重責を預かることになりました。副議長、また、議員の方々の協力を得ながら力の限り頑張りますので、執行部におかれましても、御指導と御協力をよろしくお願いいたしまして、就任の挨拶といたします。

それでは、先ほど決定しました議会構成の概要について報告いたします。

副議長に廣納良幸議員、総務文教常任委員長に宮永肇議員、副委員長に山下皓司議員、民生福祉常任委員長に小林和男議員、副委員長に松山陽子議員、産業建設常任委員長に藤原裕和議員、副委員長に藤森正晴議員、広報公聴活動調査特別委員長に藤原資広議員、副委員長に三谷克巳議員、人権文化推進特別委員長に廣納良幸議員、副委員長に藤原日順議員、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長に藤森正晴議員、副委員長に松山陽子議員、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会の委員長に三谷克巳議員、

副委員長に小寺俊輔議員、以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

それから、議会運営委員会の委員長に山下皓司議員、副委員長に藤原裕和議員、委員に宮永肇議員、小林和男議員、廣納良幸議員、以上5名となっております。

それでは、これより議案の審議に入ります。

---

日程第14 第54号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第54号議案、神河町監査委員の選任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、藤原日順議員の退場を求めます。

〔2番 藤原日順君退場〕

○議長（安部 重助君） 事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....

第54号議案 神河町監査委員の選任の件

.....

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第54号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町監査委員の選任についてでございます。議会議員選出の監査委員としてお世話になりました山下皓司氏の辞任に伴い、新たに議会議員選出の監査委員として藤原日順氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めらるるものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、第54号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第54号議案は、同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4 時 1 6 分休憩

---

午後 4 時 1 7 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

ただいま監査委員に当選されました藤原日順議員が議場におられますので、本席より、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により告知いたします。

---

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。今臨時会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。これをもちまして第 6 9 回神河町議会臨時会を閉会いたします。

午後 4 時 1 7 分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（安部 重助君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成 2 8 年度最初の本会議でありました。町長から提案されました案件は、慎重審議の上、全てが適正妥当な結論が得られ、議了できました。ここに議員各位の御精励と御協力に対しまして心より厚くお礼申し上げます。

人口減少問題、災害に強い安全・安心のまちづくり、医療・福祉の充実、重複施設のあり方等、多くの課題があります。地域創生の真とは何かをしっかりと考え、議会、行政、住民一体となったまちづくりをしていかなければなりません。また、神河町議会申し合わせにより委員会構成も新しくなりました。皆さんとともに頑張っていきたいと思えます。どなた様も健康に留意され、御活躍されることを祈念し、閉会の挨拶といたします。

---

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも臨時会の閉会に当たり、お礼を申し上げます。

議会におかれましては、安部議長、廣納副議長を初めとする常任委員会各委員、そしてまた、特別委員会各委員の構成など、今後の議会運営にかかわる重要な事柄を決定されました。このたび新たに就任されました正副議長を初め、各委員等に就任されました議員各位におかれましては、「ハートがふれあう住民自治のまち」神河町のまちづくり、そして神河町の地域創生を強力に、かつスピーディーに推進していくため、格別の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日提案させていただきました案件全てにつきましても、真摯な御論議、御助言の中、御承認、可決いただき、まことにありがとうございました。今後の町政運営に当たりましては、新たな体制で臨まれます議会との連携を十分に保ちながら、組織のチームワークをキーワードに、子供たちの笑顔があふれ、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりに向けて全力で取り組む決意であります。とりわけ神河町の最重点事業であります地域創生アクションプログラムの遂行、病院北館改築、峰山高原スキー場建設など、地域活性化、人口減少・少子高齢化対策を中心に平成28年度の円滑な予算執行に全力で取り組んでまいります。

終わりに、吹き抜ける風が何とも心地よい季節になってまいりましたが、議員各位におかれましては、今後とも健康に十分御留意していただきまして、町政発展のため引き続き御活躍いただきますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後4時21分

---